

平成 25 年度 第 1 回 四国地方整備局事業評価監視委員会  
議事録

1. 日時：平成 25 年 8 月 6 日（火） 13：37～14：43

2. 場所：高松サポート合同庁舎 13 階会議室

3. 出席者：

委員：矢田部委員長、岡部委員、中野委員、山中委員、渡邊委員

四国地整：局長、次長兼総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長  
営繕部長、用地部長、他

4. 議事内容

- ・互選により委員長に矢田部委員を選出
- ・委員長代理に中野委員を指名
- ・委員会の進め方について
- ・審議（再評価）
  - 1) 高松地方合同庁舎（Ⅱ期）

5. 審議結果等

- ・委員会の進め方について

事業評価（再評価）の効率化・重点化を図り審議することが了承された。前回評価から要因に顕著な変化があるものは重点審議。軽微なものは要点審議とする。なお、今年度は道路事業において試行的に実施する。

- ・再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

1) 高松地方合同庁舎（Ⅱ期）

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

6. 委員からの意見・質問、それらに対する回答等（意見・質問：ゴシック、回答等：明朝）

- ・再評価対象事業

1) 高松地方合同庁舎（Ⅱ期）

○ 12 頁に事業計画の効果にある式の根拠について、何故こういう式になっているのか、そして、現場の立場として、別の評価方法や改善案の検討を続けて頂きたい。

→ 過去には費用対効果 B/C を採用していた時期もあったが、官庁営繕事業は、既存の建物の建て替えが多く、そうすると、事業の必要性は、先にあるため、立て替えによる効果を評価すべきだと、地方の委員会から指摘を受け手法が変わってきた経緯がある。12 頁の事業計画の効果にあるように、社会性や環境保全性等税金を投入するための付加価値としてどういった効果が成されるのかということ項目を設定している。

○ 事業を実施するコントラクターの立場からの計画の必要性の説明は、よく分かるが、何故こういう建物が必要なのかという顧客に対しての説明が、この事業の場合は必要ではないか。この事業の顧客は誰になるのか。

→ この評価の顧客は、来庁者や入居官署のほか、まちづくりのような観点では地域の方々が顧客であり、税金投入ということでは国民が顧客でありと、多様な視点がある。

○ 地方分権改革推進会議にあがったことで止まっていると理解したが、再開にあたり、どういう見通し、想定をしているのか、説明しておく必要があるのではないか。

→ 全国で要求されていた合同庁舎は、平成21年度の地方分権議論の関係で、一旦止まり、その後、再開した案件や、未だに止まっている案件がある。再開にあたり、地方分権や災害対策拠点と整備の関係については政策の優先度から判断されていくと思われる。ちなみに、高松地方合同庁舎（Ⅱ期）と同じような状況に置かれていた案件があるが、すでに事業を再開しており、その入居官署は、高松のⅠ期、Ⅱ期と同じような防災関係官署が入っている。

○ 事業計画の規模は適正なのか。様々な組織改革もあり得る状況で、そのインフラをどう活用していくかを見据えてマネジメントが必要だが、どういう対応を考えているのか。

→ 地方分権改革の結果、組織が見直され、入居する官署の面積が縮小する場合であっても、高松市内には、他にも老朽化している官署があり、入れ替えで充分対応できる。

○ 高松市の附置義務条例が緩和された背景は何か。例えば、体の不自由な方の駐車場も減ってしまうのではないかと不安である。合同庁舎の性格上まずいのではないか。

→ 附置義務に対して利用が伴っていない実態から、過大な負担を軽減するため、条例緩和されたと聞いている。現庁舎の利用実態でも、一般の方の駐車は、ほとんどない。

なお、地上部分に身障者用の駐車スペースを設ける予定である。

○ 地方分権論議の高まる中で、しばらく止められていたが、5頁にあるように、南海トラフ巨大地震が差し迫っている中で、国の出先機関の統合化は貴重で、前回と比較しても必要性に問題点は生じていない。